

朝鮮  
396

アジア局長 21

参事官 23

法規課

九

北東アジア課

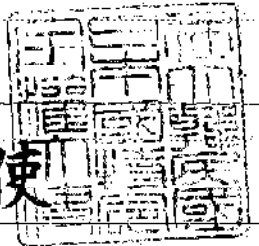
政第486号

昭和42年1月26日

外務大臣 殿

在大韓民國

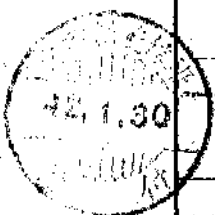
木村大使



在日韓国人遺骨送還について

昭和42年11月5日付往信政第3717号に關し、1月26日 崔東北亞州課長は、求めにより往訪した三谷（島本同道）に対し、本件処理について次のとおり述べた趣きであるので報告する。

1. 日本側が昭和42年11月要求されておいた縁故者リストを別添「各種宗親



会 または花樹会凡例および「名誉市長  
郡守名鑑（以北五道）」のとり出し  
ので、日本側において御検討ねがいたい。

2. 遺骨の授受<sup>渡</sup>については、（本件については  
東京でも在日大使館係官が、野田課長  
に説明する予定である。）日韓双方の向  
で文書を交換するとし、まず日本側から  
韓国側に対し、遺骨を受けとってもらいたい  
という趣旨の口上書を出し、これに対し、韓国  
側は口上書をもって遺骨の受けとりを確  
認する<sup>と</sup>とした。

なお、韓国側は、日本側参考資料用と  
して、受領後の遺骨処理方針をホワイト  
ペーパーにタイプしたものを韓国側口上書に  
添付して提出する。その内容は次のとおり

である。

### (1) 遺骨受領後の処理方針

可能ながぎり縁故者を探し出し、できるだけ  
近い縁故者に引き渡す旨を記載する。

### (2) 縁故者の範囲

① 原則として民法上の親族

② 民法上の親族ではないが、血縁・姻戚・肉  
係にある者

③ その他特殊な関係にある縁故者（本質  
を同じくする者、同郷者、同窓者等）

④ 出身地域別の代表者（名誉郡守、  
名誉郡民会長等）

### 3. 受領した遺骨の縁故者に対する周知方法

としては、すでに説明にあるとおり、各行政機関

を通じて知らせるが、末端では統・班の

隣組式組織を活用して回覧板形式で行なう予定である。

4. 遺骨を引き渡される際、日本政府で梱包および韓国までの輸送についての便宜および経費を提供していただくよう、重ねてお願いする。

5. なお、(省方より)別添資料が現在作成される可能ながきりのものであるかと訊いたのに対し、雀課長は、(1)宗親会は登録団体でなく、全部を把握することは現在の資料作成段階ではほとんど不可能なので、例示的な記載にとどまった。(2)北鮮各郡には残らず郡民会が組織されており、会長は郡守が兼任している場合と民間人が選任されている場合の2通りある。いずれによ

これを最終的に全遺骨をカバーできるものと思  
う旨説明を加えた。

付 録 添 付